

## 大口町告示第7号

下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項に定めるところにより、下水を排除及び処理するべき区域等を次のように定める。

その関係書類は、令和6年3月11日から本町建設部建設課に備え縦覧に供する。

令和6年3月11日

大口町長 鈴木雅博

### 1 供用及び処理開始年月日

令和6年4月1日

### 2 供用及び処理開始区域

丹羽郡大口町秋田三丁目、丸二丁目、仲沖一丁目、中小口三丁目、中小口四丁目の各一部

### 3 排水施設の位置

幹線名	大口左岸1号幹線	大口左岸4号幹線
起点	大口町豊田三丁目地内	大口町下小口五丁目地内
終点	大口町二ツ屋二丁目地内	大口町下小口五丁目地内
摘要	五条川左岸流域下水道大口幹線に接続	

### 4 分流式又は合流式の別

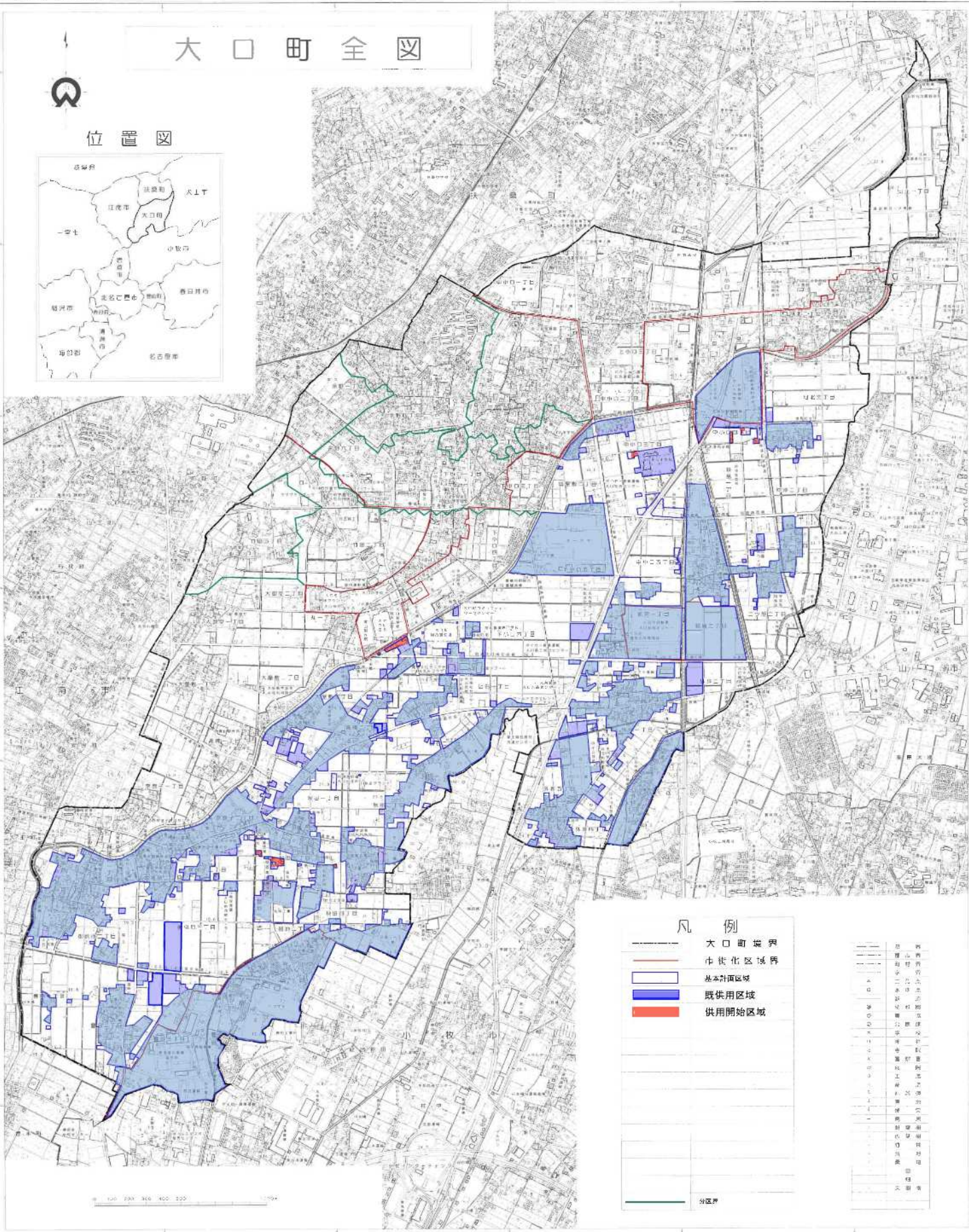
分流式

### 5 関係図書

別添のとおり

# 大口町全图

## 位置图



### 凡例

- 大口町境界
- 中街化区域界
- 基本計画区域
- 既供用区域
- 供用開始区域
- 分区域界

1	河川	河川
2	河川	河川
3	河川	河川
4	河川	河川
5	河川	河川
6	河川	河川
7	河川	河川
8	河川	河川
9	河川	河川
10	河川	河川
11	河川	河川
12	河川	河川
13	河川	河川
14	河川	河川
15	河川	河川
16	河川	河川
17	河川	河川
18	河川	河川
19	河川	河川
20	河川	河川
21	河川	河川
22	河川	河川
23	河川	河川
24	河川	河川
25	河川	河川
26	河川	河川
27	河川	河川
28	河川	河川
29	河川	河川
30	河川	河川



製図：1987年 5月 10日  
縮尺：1:20,000  
測図：1987年 11月 25日

この図面は、大口町が所有する地形図を基に作成されたもので、正確性を保証するものではありません。また、この図面は、大口町が所有する地形図を基に作成されたもので、正確性を保証するものではありません。また、この図面は、大口町が所有する地形図を基に作成されたもので、正確性を保証するものではありません。